

処分基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第77条第5項
処分の概要：道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等に係るものは、札幌方面については高速道路交通警察隊長、函館方面については函館方面本部交通課長、旭川方面については旭川方面本部交通課長、釧路方面については釧路方面本部交通課長又は釧路方面本部十勝機動警察隊長、北見方面については北見方面本部交通課長）
法令の定め： 道路交通法第77条第6項(条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)、第114条の3(高速自動車国道等における権限) 道路交通法施行細則第20条の4(道路使用許可の取消し等の通知)、第28条(高速自動車国道等における権限)
処分基準： 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)は、当該行為に関して道路交通法第77条第1項の許可を受けた者が1に該当する場合、又は当該行為が2に該当すると認めた場合は、当該行為に係る道路使用許可を3に応じて停止又は取り消しをすることができる。 1 同条第3項又は第4項の条件に違反したとき。 2 当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査基準を満たさなくなった場合において、同条第4項に基づき同条第3項により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても道路使用許可の審査基準を満たし得ないと認めるとき。 (停止、取り消しの実施基準) 3 当該行為が(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場合は当該道路使用許可を取り消すことができる。 (1) 一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後上記1及び2の条件に該当しなくなると認められるとき(ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる)。 (2) 当該行為を許可している期間中に上記1又は2の条件が解消されないと認められるとき。
問合せ先： 当該申請に係る場所を管轄する警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部交通課、十勝機動警察隊、又は各警察署の交通課 (高速自動車国道等の管轄が札幌方面の場合(電話011-892-9761)) (高速自動車国道等の管轄が函館方面の場合(電話0138-31-0110)) (高速自動車国道等の管轄が旭川方面の場合(電話0166-35-0110)) (高速自動車国道等の管轄が釧路方面の場合 釧路方面本部交通課(電話0154-25-0110) 釧路方面本部十勝機動警察隊(電話0155-23-0964)) (高速自動車国道等の管轄が北見方面の場合(電話0157-24-0110)) (高速自動車国道等以外の場合は、管轄する警察署)
備考：